

# 環境保全型農業直接支払交付金 青森県 最終評価報告書

## I 都道府県における環境保全型農業推進の方針等

本県では、消費者が求める安全・安心な農産物を持続的に生産できる産地体制の強化に向け、令和4年3月に策定した「第3期『日本一健康な土づくり』推進プラン」に基づき、「健康な土づくり」と「環境にやさしい農業」の拡大に取り組んでいる。

当プランでは、以下のとおり目標数値を掲げ、「環境にやさしい農業の取組拡大」について、有機農業等を指導できる人材の育成や有機農業の実践に必要な技術の整理・実証等、環境にやさしい農業を志向する農業者への支援体制の整備を進めている。

(第3期『日本一健康な土づくり』推進プランの推進目標)

項目	令和2年度（現状）	令和8年度（目標）
青森県特別栽培農産物の取組面積 （全作付面積に対する認証面積割合）	450 ha (0.5%)	700 ha (0.8%)
有機農業の取組面積 （全作付面積に対する面積割合）	533 ha (0.6%)	900 ha (1.0%)
環境保全型農業直接支払制度の取組面積 （全作付面積に対する面積割合）	815 ha (0.9%)	1,200 ha (1.3%)
GAPの取得数	35 件	45 件

「青森県地球温暖化対策推進計画」※<sup>1</sup>及び「青森県循環型社会形成推進計画」※<sup>2</sup>においても、農業分野における地球温暖化対策として、①再生可能エネルギー等の地域資源の有効活用、②温室効果ガスの排出抑制や炭素貯留機能を高める施肥方法への転換又は化学肥料の削減を図ることとしている。

また、「青森県生物多様性戦略」※<sup>3</sup>では、生物多様性の保全をより重視した農林水産業の推進について、安全・安心を支える産地体制の強化に向け、農薬や化学肥料の使用量を低減する技術の活用促進のほか、天敵の活用など生物多様性の保全に係る取組を推進することとしている。

なお、これらの計画や戦略の取組を評価するモニタリング指標としても、「第3期『日本一健康な土づくり』推進プラン」における上記項目を掲げている。

※1 青森県地球温暖化対策推進計画：地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画

※2 青森県循環型社会形成推進計画：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、循環型社会形成推進基本法、食品ロスの削減に関する法律に基づく計画

※3 青森県生物多様性戦略：生物多様性基本法に基づく戦略

## II 取組の実施状況

### 1 支援対象取組の実績

項 目		R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 実績	
実施市町村数		16	16	16	16	
実施件数		26	27	28	32	
交付額計（千円）		53,558	57,584	56,187	65,317	
実施面積計（ha）		815	842	823	937	
取組別 実績	有機農業	実施件数	18	18	18	23
		実施面積（ha）	204	239	234	327
		交付額（千円）	24,128	28,397	27,698	35,904
	堆肥の施用	実施件数	2	2	2	2
		実施面積（ha）	32	59	63	58
		交付額（千円）	1,416	14,545	2,768	2,558
	カバークロップ	実施件数	7	7	7	6
		実施面積（ha）	244	242	234	238
		交付額（千円）	14,623	14,545	14,041	14,296
	リビングマルチ	実施件数	1	1	-	-
		実施面積（ha）	2	2	-	-
		交付額（千円）	128	102	-	-
	草生栽培	実施件数	-	-	-	-
		実施面積（ha）	-	-	-	-
		交付額（千円）	-	-	-	-
	不耕起播種	実施件数	-	-	-	-
		実施面積（ha）	-	-	-	-
		交付額（千円）	-	-	-	-
	長期中干し	実施件数	-	-	-	-
		実施面積（ha）	-	-	-	-
		交付額（千円）	-	-	-	-
	秋耕	実施件数	-	-	-	-
		実施面積（ha）	-	-	-	-
		交付額（千円）	-	-	-	-
冬期湛水管理	実施件数	-	-	-	-	
	実施面積（ha）	-	-	-	-	
	交付額（千円）	-	-	-	-	
総合的病虫害・雑草管理（IPM） と組み合わせた畦畔除草及び 秋耕の実施	実施件数	4	4	4	5	
	実施面積（ha）	333	300	292	314	
	交付額（千円）	13,315	12,002	11,680	12,560	

## 2 推進活動の実施件数

推進活動		R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 実績
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動					
	技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布	4	7	5	4
	実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査	-	-	-	-
	先駆的農業者等による技術指導	1	-	-	-
	自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施		4	5	4
	ICT やロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組	-	-	-	2
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動					
	地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催	1	1	2	4
	土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定	4	6	5	7
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動					
	耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	-	-	-	-
	中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	15	14	14	12
	農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用	1	1	2	2
	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合				-
	その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施	2	-	-	-

## 3 都道府県が設定した要件等

(1) 実施要領第4の1の(1)のイにより都道府県が設定した堆肥の施用量及び交付単価

堆肥の種類	対象作物	10アール当たりの施用量	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
—	水稲	1.0 t	4,400 円
—	果樹	0.6 t	1,600 円
—	水稲及び果樹 以外の作物	1.5 t	4,400 円

(2) 実施要領第4の1の(9)により都道府県知事が特に必要と認めた取組

総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた畦畔除草及び秋耕の実施	取組の概要	水稻のIPM実践指標に基づく管理と、水稻生育期間中の畦畔除草について除草剤を使用せず草刈り機械等による除草と水稻収穫直後の耕耘(秋耕)を組み合わせた取組。
	対象地域	県全域
	対象作物	水稻
	10アール当たりの交付単価(国と地方の合計)	4,000円

(3) 実施要領第4の2の(4)により設定された化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例

作物名	対象地域	設定された特例の内容
—	—	—

(4) 実施要領第4の3により設定された、地方公共団体が定める地域独自の要件

地方公共団体	独自要件の内容
—	—

### Ⅲ 環境保全効果等の効果

#### 1 地球温暖化防止効果

本県では、「有機農業」・「堆肥の施用」・「カバークロープ」・「リビングマルチ」・「総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた畦畔除草及び秋耕の実施」において、令和2～5年度まで延べ3,417haで取組が実施された。

これらの取組により、環境保全型農業直接支払交付金第2期中間年評価(令和5年3月)で国が算定した単位あたり温室効果ガス削減量(下表A)によると、慣行栽培に比べ、令和2～5年度までで延べ12,048tのCO2が削減された。

なお、こうした取組の面積は令和2年度の815haから令和5年度(見込み)には937haに増加しており、地球温暖化防止に資する取組が拡大している。

表：本県における取組別温室効果ガス削減量

取組の種類	単位あたり温室効果ガス削減量（tCO <sub>2</sub> /ha/年）：A	本県における令和2～5年度の取組面積合計（ha）：B	温室効果ガス削減量（tCO <sub>2</sub> /年）：A×B
有機農業	1.04	1,004	1,044
堆肥の施用	2.42	212	513
カバークロープ	2.14	958	2,050
リビングマルチ	1.45	4	6
総合的病害虫・雑草管理（IPM）と組み合わせた畦畔除草及び秋耕の実施	6.87	1,239	8,512
合計	-	3,417	12,125

## 2 生物多様性保全効果

全国共通取組の「有機農業」及び地域特認としている「総合的病害虫・雑草管理（IPM）と組み合わせた畦畔除草及び秋耕の実施」の取組は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第2期中間評価（令和5年3月）において生物多様性保全効果が評価されている。

本県におけるこれらの取組の面積は、令和2年度の537haから令和5年度（見込み）には641haに増加しており、生物多様性保全に資する取組が拡大している。

なお、面的にまとまった取組等による生物多様性保全効果を検討するため、令和3年度に本県で生物多様性保全効果の現地調査を実施し、以下の結果が得られている。

<本県における生物多様性保全効果調査（令和3年度）概要>

### 1 調査対象の取組

総合的病害虫・雑草管理（IPM）と組み合わせた畦畔除草及び秋耕の実施

### 2 調査方法

サギ類、アシナガガモ類、指標植物及び希少種・絶滅危惧種の観察、個体数を調査し、評価マニュアル※に基づきほ場毎にスコアリングして評価。

#### ① サギ類

時期：5月下旬～6月中下旬（田植え後～中干し前）に1～4回実施

方法：ほ場から離れた車内から双眼鏡でほ場を観察

#### ② アシナガガモ類

時期：7月下旬～8月上旬（出穂前10日間程度）に1回実施

方法：水田内の2地点で捕虫網を20回振り、個体数を調査

③ 指標植物及び希少種・絶滅危惧種

時期：5月下旬～9月中旬

方法：畦畔を1周するように歩き、指標植物等の有無を調査

※鳥類に優しい水田がわかる生物多様性の調査・評価マニュアル

(国研)農業・食品産業技術総合研究機構農業環境変動研究センターが平成30年に刊行した、水田の生物多様性を評価する手法を取りまとめているマニュアル。

3 調査結果

面的にまとまっている地域において、面的にまとまりが少ない地域に比べ、生物多様性が高く評価されたほ場が多かった。

区分		ほ場	評価 (※)
面的にまとまっている地域	取組実施ほ場	①	S
		②	A
	慣行栽培ほ場	③	S
		④	A
面的なまとまりが少ない地域	取組実施ほ場	⑤	A
		⑥	S
	慣行栽培ほ場	⑦	B
		⑧	A

※ マニュアルによる評価スコアは以下のとおり。

S (生物多様性が非常に高い)

A (生物多様性が高い)

B (生物多様性がやや低い)

C (生物多様性が低い)

#### 4 調査時の記録等

##### ①サギ類



(ダイサギ)

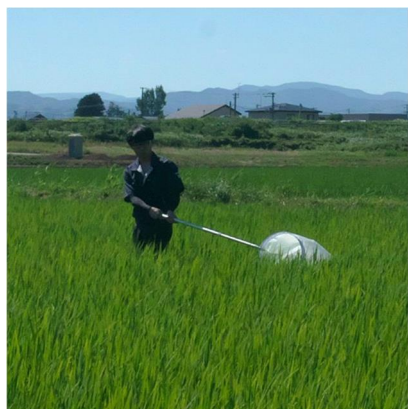


(アオサギ)



(ゴイサギ)

##### ②アシナガグモ類



(調査の様子)



(水稲に造網するアシナガグモ)



(個体数のカウント)

##### ③指標植物



(ムラサキサギゴケ)



(ジシバリ類)



(ウキクサ類)

※ 希少種・絶滅危惧種は、今回の調査では確認できなかった。

### 3 その他の効果

- ・ 交付金の取組を通じて、農業者同士の技術交流が行われ、栽培技術の向上につながった。
- ・ 「有機農業」において、組織的な取組は少なかったが、中泊町において大規模農家が中心となり周辺農家に呼びかけるなど、組織的な取組が拡大している。
- ・ 農協生産部会の取組では、農協が事務局となり申請業務等を担うことで、団体の事務負担の軽減につながった。



## IV 事業の評価及び今後の方針

### 事業の評価

- 1 県内の取組面積は令和2年度から122ha（15%）増加しており（令和5年度）、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動が県内で着実に推進されている。また、取組面積が増加した主な要因は、有機農業の取組面積が増えたことや、既存団体の取組面積の増加などによるものである。
- 2 本県の環境保全型農業の取組拡大における課題として以下が挙げられる。
  - （1）若手農業者を中心とした栽培技術の向上。
  - （2）農業者に指導及び助言を行うことができる指導員の育成。
  - （3）栽培技術等の情報収集。
  - （4）減農薬、減化学肥料等により生産された農産物の消費者の理解促進。
  - （5）農業者団体等への制度の周知。
  - （6）①10a当たりの交付単価が低い上、必要な書類が多いこと、②都道府県の慣行基準値が設定できない作物については当交付金を活用できないこと、③団体要件や面積要件等、農業者が取り組みにくい制度上の問題点の改善。

### 今後の方針

- 事業の評価で前述した本県の環境保全型農業の取組拡大における課題に対し、以下の取組を進める。
- （1）環境保全型農業に取組意向のある若手農業者を対象に、生産から販売まで一貫して習得するための塾を開催し、若手農業者の技術力の向上及び経営改善を図る。
  - （2）普及指導員等指導員を対象に、有機JAS制度について理解を深めるための研修会を開催し、有機農業における指導員を育成することで、生産者が有機農業に取組むに当たっての支援や相談体制を強化する。
  - （3）環境保全型農業の栽培技術の情報収集を行うとともに、モデル実証ほの設置及び実証ほを活用した技術研修会を開催することで、生産者により実践的な知識を発信し、技術力の向上を図る。
  - （4）生産者、販売業者、消費者3者の交流を実施し、消費者に生産現場等の情報を共有することで、環境保全型農業に対する理解を促進し、消費者の購入行動の増加につなげる。
  - （5）新たな取組者の開拓に向け、市町村HPへの掲載等、市町村を通じた制度の周知活動を強化する。